

ID: 360

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	テニスコート使用料の徴収		
例規名 根拠条項	長門市湯免ふれあい広場設置条例 第6条第1項		
例規番号	平成17年条例第180号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第6条 テニスコートを使用する者は、別表の定めるところにより使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、使用の許可をする際にこれを徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日